

短期入所生活介護  
重要事項説明書

社会福祉法人 長寿村  
介護老人福祉施設 横濱かなざわ翔裕園

# 短期入所生活介護 重要事項説明書

< 令和7年5月 現在 >

## 1. 当施設が提供するサービスについての相談窓口

電話 045-353-3080（午前9時～午後6時）  
担当 生活相談員  
ご不明な点は、何でもお尋ね下さい。

## 2. 特別養護老人ホーム横濱かなざわ翔裕園の概要

### (1) 施設の名称・所在地

|       |                      |
|-------|----------------------|
| 事業者番号 | 1470802776           |
| 事業所名  | 社会福祉法人 長寿村 横濱かなざわ翔裕園 |
| 所在地   | 神奈川県横浜市金沢区町屋町1-1     |

### (2) 施設の配置基準職員数

|         |              |
|---------|--------------|
| 施設長     | 1名           |
| 事務員     | 必要数          |
| 生活相談員   | 2名以上         |
| 介護支援専門員 | 2名以上         |
| 看護師     | 4名以上         |
| 介護職員    | 54名以上（看護職含む） |
| （管理）栄養士 | 1名以上         |
| 機能訓練指導員 | 1名以上         |
| 調理員     | 必要数（委託）      |
| 嘱託医     | 必要数          |

※併設、特別養護老人ホーム 定員150名の施設職員との合計

### (3) 施設の概要

|       |                          |                     |    |
|-------|--------------------------|---------------------|----|
| 定員    | 160名（内 介護老人福祉施設150名）     |                     |    |
| 居室    | 個室                       | 10室（内 介護老人福祉施設150室） |    |
| 共同生活室 | 16ユニット（内 介護老人福祉施設15ユニット） | 医務室                 | 5室 |
| 特殊浴室  | 2室                       | リハビリコーナー            | 1室 |
| 個浴浴室  | 16室                      | 多目的ホール              | 1室 |
|       |                          | 相談室                 | 1室 |

## 3. サービス内容

- ①食事 栄養バランスを考慮した、食事を提供いたします。
- ②入浴 健康状態に合わせて、週2回以上の入浴を提供いたします。
- ③介護 ケアプランに基づく、介護を提供いたします。

- ④活相談 生活相談員が随時、相談をお受けいたします。
- ⑤健康管理 毎日、看護職員による健康チェック及び、入所時のバイタル測定を行います。
- ⑥理美容サービス ご希望に応じて訪問理美容に来園頂きます。
- ⑦趣味活動など 希望により、各種クラブ活動やレクリエーションに参加できます。
- ⑧その他 利用される方の自主性を尊重いたします。平穏な生活ができるように自らが環境作りを創造していただき、各種のクラブ活動やレクリエーションを通じて生活の充実を図っていただきます。また、健康管理には万全を図り、毎日の生活の中で楽しみにしている食事や他者との交流を重点においています。

#### 4. 利用料金

##### (1) 基本料金

＜介護保険給付対象サービス＞

##### ① 施設利用料（介護サービス費）

利用者の要介護度に応じた介護給付費のうち、利用者の自己負担分をお支払い頂きます。

| 併設短期入所<br>ユニット型個室 | 1日あたりの<br>自己負担分（1割） | 1日あたりの<br>自己負担分（2割） | 1日あたりの<br>自己負担分（3割） |
|-------------------|---------------------|---------------------|---------------------|
| 要支援1              | ¥ 576               | ¥ 1,151             | ¥ 1,727             |
| 要支援2              | ¥ 714               | ¥ 1,428             | ¥ 2,142             |
| 要介護度1             | ¥ 766               | ¥ 1,532             | ¥ 2,298             |
| 要介護度2             | ¥ 840               | ¥ 1,680             | ¥ 2,520             |
| 要介護度3             | ¥ 922               | ¥ 1,843             | ¥ 2,765             |
| 要介護度4             | ¥ 999               | ¥ 1,998             | ¥ 2,997             |
| 要介護度5             | ¥ 1,074             | ¥ 2,148             | ¥ 3,222             |

\*上記料金その他、個別に対応する加算料金がかかります。

（【契約書別紙】参照）

##### (2) その他の料金

＜介護保険給付対象外サービス＞

- ② 滞在費 室料及び光熱水費相当額をお支払い頂きます。
- ③ 食費 食事の提供に要する費用（食材料費及び調理費）をお支払い頂きます。

| ②滞在費 及び ③食費<br>1日あたり |       | ②滞在費<br>ユニット型個室 | ③食費    |
|----------------------|-------|-----------------|--------|
| 通常料金（第4段階）           |       | ¥2,066          | ¥1,445 |
| 負担限度額                | 第1段階  | ¥880            | ¥300   |
|                      | 第2段階  | ¥880            | ¥600   |
|                      | 第3段階① | ¥1,370          | ¥1,000 |
|                      | 第3段階② | ¥1,370          | ¥1,300 |

\*上記の負担限度額（第1段階から第3段階の方）は、負担額の軽減制度（補足給付）による、減額認定証をお持ちの場合に適用される、各段階に応じた滞在費及び食費の金額となります。

④ 理美容費 実費

⑤ その他 上記の他、レクリエーション費用、買い物費用、嗜好品などはその実費について自己負担となります。

5. 利用中の中止

利用途中にサービスを中止して退所する場合、退所日までの日数を基に計算します。

※以下の場合には、利用途中でもサービスを中止する場合があります。

- ・利用者が途中退所を希望した場合
- ・入所日の健康チェックの結果、体調が悪かった場合
- ・利用途中に体調が悪くなった場合、短期入所生活介護の継続が困難になった場合
- ・利用者が当施設、当施設の職員、又は他の利用者等に対して安全配慮義務の観点から窃盗、暴行、暴言、誹謗中傷、わいせつ行為（ハラスメント全般）その他の利用継続が困難となる程度の背信行為、又は社会的行為を行った場合

6. 支払方法

短期入所生活介護の終了後、請求書をお渡しいたしますので、振込または口座振替にてお支払い下さい。お支払いいただきますと入金確認後に領収書を発行します。

7. サービス利用方法

(1) サービスの利用申込

- ・介護支援専門員より電話にてお申込下さい。
  - ・ご利用期間決定の後、契約を結びます。なお、ご利用の予約は2ヶ月前からできます。
- ※居宅サービス計画の作成を依頼している場合、事前に介護支援専門員とご相談ください。

(2) サービス利用契約の終了

①利用者のご都合でサービス利用契約を終了する場合

実際に短期入所生活介護をご利用中でなければ、文書でのお申し出により、いつでも解約できます。この場合、その後の予定は無効となります。

②自動終了

以下の場合、双方の通知がなくても自動的に契約を終了し、予約は無効となります。

- ・利用者が介護保険施設等に入所した場合
- ・利用者が亡くなられたとき、または被保険者資格を喪失されたとき
- ・要介護認定区分が、非該当（自立）と認定された場合

③その他

- ・利用者が、サービス利用料金の支払いを3ヶ月以上遅延し、料金を支払うよう催告したにもかかわらず、10日以内に支払われない場合。
- ・利用者が当施設、当施設の職員、又は他の利用者等に対して安全配慮義務の観点から窃盗、暴行、暴言、誹謗中傷、わいせつ行為（ハラスメント全般）その他の利用継続が困難となる程度の背信行為、又は社会的行為を行った場合

- ・やむを得ない事情により、施設を閉鎖もしくは縮小する場合は、30日前で通知することにより、サービス利用契約を終了させていただくことがあります。尚、この場合、予約は無効となります。

## 8. 当施設のサービスの特徴

### (1) 運営の方針

#### 【基本理念（介護ミッション）】

「家族主義」と「現場主義」をモットーに、地域から世界に広がる感動介護を実現し、すべての人が元気に笑顔で楽しく「共に生きる」社会を実現しよう。

#### 【感動介護憲章】

##### ＜ご利用者の生活の質の向上＞

私たちは、ご利用者一人ひとりのニーズと意思を尊重し、「可能性の実現」と「生活の質の向上」に努めます。

##### ＜公平・公正な施設運営の遵守＞

私たちは、「ご利用者の生活と人権を擁護」するため、自己点検を強化し、公平・公正な開かれた施設運営に努めます。

##### ＜従業者の資質・専門性の向上＞

私たちは、常に誠意を持って「質の高いサービス」が提供できるよう、自己研鑽に励み、専門性の向上に努めます。

##### ＜地域密着での活動＞

私たちは、地域の一員として、地域福祉の向上と豊かなコミュニティをつくり、「地域社会の発展」に努めます。

##### ＜国際的視野での活動＞

私たちは、諸外国との交流を促進し、国際的視野に立ち、相互理解を深め、「社会福祉の進展」に努めます。

### (2) サービスの利用のために

| 事 項            | 有無 | 備 考           |
|----------------|----|---------------|
| 従業員への研修の実施     | 有  |               |
| サービスマニュアルの作成   | 有  |               |
| 身体拘束廃止マニュアルの作成 | 有  |               |
| 第三者評価の実施および開示  | 無  | 評価機関：<br>受審日： |
| 利用変更・追加の申込方法   | 有  | 電話連絡          |
| その他            |    |               |

### (3) 施設利用にあたっての留意点

- ・面会 面会時間 10:00～17:00 受付にてご登録下さい。
- ・飲酒 個別にご相談させていただきます。
- ・喫煙 原則禁止ですが、個別にご相談させていただきます。
- ・備えている設備 来客用駐車場等
- ・宗教活動 特に制限はございません。（但し、勧誘等はできません。）
- ・金銭・貴重品の管理等 必要に応じて事務所に保管させていただきます。
- ・その他

## 9. 緊急時および事故発生時の対応

### ①緊急時の対応

利用者に容体の変化等があった場合は、医師に連絡する等必要な措置を講ずるほか、家族の方等に速やかに連絡いたします。

### ②事故発生時の対応

- (1) 利用者に対するサービス提供により、事故が発生した場合は、速やかに利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。
- (2) 事故防止のため、委員会等において転倒、転落、誤飲、誤嚥などについて、具体的な事故防止の対策を関係職員に周知するとともに、事故が発生した際にはその原因を解明し、対策を講じます。
- (3) 利用者に対するサービス提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。但し利用者の責に起因した事故の場合はその範囲ではありません。

## 10. 非常災害対策

- ・防災時の対応 消防計画に沿った、避難誘導を行います。
- ・防災設備 関係法令に従って必要な設備を整えています。
- ・防災訓練 年1回以上の訓練を実施しております。
- ・防火管理者 施設長

## 11. サービス内容に関する相談・苦情

### ① 当施設入居者相談・苦情担当

担当 生活相談員 電話 045-353-3080

当施設以外に、市区町村の相談・苦情窓口等でも受け付けています。

### ② はまふくコール

所在地：神奈川県横浜市金沢区泥亀二丁目9番1号

電話：045-263-8084

### ① 横浜市泥亀地域ケアプラザ

所在地：神奈川県横浜市金沢区泥亀一丁目21番5号（いきいきセンター金沢）

電話：045-782-2951

### ④ 横浜市健康福祉局高齢健康福祉部介護事業指導課

所在地：神奈川県横浜市中区本町六丁目50番地の10

電話：045-671-2356

### ⑤ 神奈川県国民健康保険団体連合会 介護保険課介護苦情係

所在地：神奈川県横浜市西区楠町27番地1

電話：045-329-3447

円滑かつ迅速に苦情解決を行うための処理体制、手順は次のとおりとします。

- ①苦情があった場合、苦情受付・経過記録書に記載します。
- ②苦情について事実確認を行います。
- ③苦情の対処について、関係者と協議し、管理者へ報告し、指示を受けます。
- ④苦情の改善等について、入居者及び関係者へ報告します。
- ⑤苦情解決についての結果等を苦情受付・経過記録書に記載します。
- ⑥苦情解決は早急に行います。

## 12. 身体拘束の廃止

原則として利用者に対し身体拘束を行いません。但し、自傷他害の恐れがある等緊急やむを得ない場合は、施設管理者又は施設長が判断し、定められた手続きに従い身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を行うことがあります。この場合には、当施設の医師がその様態及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を診療録に記載することとします。

## 13. 虐待の防止

利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため、以下に掲げる事項を実施します。

- ①虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図ります。
  - ②虐待防止のための指針を整備します。
  - ③虐待を防止するための定期的な研修を実施します。
  - ④前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を設置します。
- 当該施設職員又は擁護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町村等関係機関に通報するものとします。

## 14. ハラスメントの防止対策

介護現場で働く職員の安全確保と安心して働き続けられる労働環境が築けるようハラスメントの防止に向けて取り組みます。職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上かつ相当な範囲を超えたものにより介護職員等の就業環境が害されることを防止するための措置を講じます。

- ①ハラスメント事案が発生した場合、マニュアル等をもとに即座に対応し、再発防止会議等により、同時案が発生しないための再発防止策を検討します。
- ②職員に対し、ハラスメントに対する基本的な考え方について研修等を実施します。また、定期的に話し合いの場を設け、介護現場におけるハラスメント発生状況の把握に努めます。
- ③ハラスメントと判断された場合には行為者に対し、関係機関への連絡、相談、環境改善に対する必要な措置等を講じます。

## 15. 当法人の概要

|          |                       |
|----------|-----------------------|
| 名称・法人種別  | 社会福祉法人 長寿村            |
| 代表者役職・氏名 | 理事長 神成 裕介             |
| 本部所在地    | 東京都足立区入谷九丁目 15 番 18 号 |
| 電話番号     | 03-3855-6363          |

## 定款の目的に定めた事業

- 1) 第一種社会福祉事業
  - 1 特別養護老人ホーム
  - 2 養護老人ホーム
  - 3 軽費老人ホーム
- 2) 第二種社会福祉事業
  - 1 老人短期入所事業
  - 2 老人デイサービスセンター
  - 3 認知症対応型老人共同生活援助
  - 4 老人居宅介護等事業
  - 5 看護小規模多機能型居宅介護
- 3) 公益事業
  - 1 介護老人保健施設
  - 2 通所リハビリテーション
  - 3 居宅介護支援事業
  - 4 地域包括支援センター
  - 5 訪問看護
  - 6 サービス付高齢者向け住宅事業
- 4) 収益事業
  - 1 不動産賃貸業

## 施設拠点等

|                     |      |
|---------------------|------|
| 1. 特別養護老人ホーム        | 4 か所 |
| 2. 養護老人ホーム          | 1 か所 |
| 3. 軽費老人ホーム          | 1 か所 |
| 4. 短期入所生活介護         | 4 か所 |
| 5. 通所介護             | 2 か所 |
| 6. 認知症対応型通所介護       | 4 か所 |
| 7. 認知症対応型老人共同生活援助   | 5 か所 |
| 8. 訪問介護事業           | 1 か所 |
| 9. 看護小規模多機能型居宅介護    | 4 か所 |
| 10. 介護老人保健施設        | 1 か所 |
| 11. 短期入所療養介護        | 1 か所 |
| 12. 通所リハビリテーション     | 1 か所 |
| 13. 訪問リハビリテーション     | 1 か所 |
| 14. 居宅介護支援事業所       | 3 か所 |
| 15. 地域包括支援センター      | 1 ヶ所 |
| 16. サービス付き高齢者向け住宅事業 | 1 か所 |
| 17. 不動産賃貸業          | 1 か所 |

----- 契約をする場合は以下の確認をすること -----

短期入所生活介護の提供開始にあたり、契約書および本書面に基づいて重要な事項を説明しました。

事業者

所在地 神奈川県横浜市金沢区町屋町 1 - 1

名 称 社会福祉法人 長寿村 横濱かなざわ翔裕園 印

説明者 所 属 相談課

氏 名 印

私は、契約書および本書面により、事業者から短期入所生活介護についての重要事項の説明を受けました。

令和 年 月 日

利用者 住 所

氏 名 印

保証人 住 所

氏 名 印